

平成 18 年度第 2 回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時：平成 18 年 8 月 30 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 35 分

場 所：石狩市役所本庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席者：石黒会長、角田副会長、大森委員、沖田委員、越智委員、軒名委員、斎藤委員、長委員、椿委員、羽田委員、松尾委員、丹羽委員（欠席：青木委員、熊谷委員、吉岡委員）

《事務局》：佐々木部長、石澤主査、田村、小貫

傍聴者：0 人

=====

【石黒会長】

みなさん、こんばんは。お忙しいところ、またお疲れのところをお集まりいただきましてありがとうございます。予定されている委員の中でまだ見えられていない方がいらっしゃいますが時間になりましたので平成 18 年度第 2 回石狩市市民参加制度調査審議会を開催させていただきます。

前回、第 1 回目の審議の際にいただいていた質問の中で、前回、充分に済んでいないものがありますので、まず、それについて事務局から説明をしていただきたいと思います。

【事務局：石澤主査】

前回の審議会において、羽田委員よりご質問のあった 2 点について、私から説明をいたします。

まず、1 点目として図書館協議会の開催にかかる開催日の事前公表についてということで、平成 18 年 3 月 1 日開催の第 4 回図書館協議会において事前に開催日の公表ができなかった理由についてご質問がありました。

【石黒会長】

ごめんなさい。前回の資料のどこかを説明してください。

【事務局：石澤主査】

申し訳ありません。第 1 回の資料の 5 ページになります。一番下の 42 になります。3 月 1 日開催の第 4 回図書館協議会において、事前に開催日の公表ができなかった理由についてのご質問です。経緯をご説明する前に協議会のこれまでの開催回数についてお話しをいたします。平成 15 年度までは年に 3 回、平成 16 年度は 2 回開催されており、平成 17 年度も当初 2 回の開催予定でした。しかし、平成 17 年度第 1 回目の会議の際に「事務局から提出された議題を協議するには 2 回の会議だけでは時間が足りない」という協議会側から意見が出されまして、予定回数を 3 回に変更してきました。

第 4 回目が開催されるまでの経緯ですが、平成 18 年 2 月 23 日に 3 回目の協議会が開かれてあります。このとき、予定時間を 1 時間ほど越えて議論をおこないましたが、結論のとりまとめには至らず、協議会側から「予算的なことも考慮して、一旦休憩として、3 月 1 日にあらためて協議を再開してはどうか。」という案が出され、事務局もこれを了承したということです。事務局は翌 24 日にこの経緯を教育委員会に報告しております。教育委員会からは「報酬等の費用措置を行い、正式に第 4 回目の協議会として開催するのが適切である。」との指示がありまして、あらためて 3 月 1 日に第 4 回目として図書館協議会を開催することを 2 月 26 日、この日は日曜日ですがこの日付で決定したということです。また、各委員に対しても 2 月 26 日付で開催通知の送付をしております。

事前公表ができなかった理由についてですが、第 4 回目の開催日は、協議会と事務局との話し合いにより第 3 回目の会議から 1 週間後の 3 月 1 日ということで決定されており、期間が短いということもあって、その準備等への意識が先行してしまったことと、正式な決定が 2 月 26 日の日曜日であり、翌 27 日の月曜日は図書館の休館日であったということで、休日を挟んでしまったことによって、市民参加手続きのことを失念したというものです。その後の対応ですが、4 回目の協議会が終了した翌日の 3 月 2 日に、市民参加担当に会議を開催した旨の報告が行なわれてあります。これを受け、市民参加担当で HP を作成し、3 月 3 日に掲載を行なっております。会議の予定の公表は、傍聴者への便宜を図るために、あらかじめ公表することを運用上定めているものであります。審議会等の日程は、審議会と事務局で調整の上、決定されることから、急遽会議を開催する場合などは必ずしも適切な期間での開催告知が出来るとは限りませんが、市民が審議会等に关心を持つように促すためには、「いつ、どこで、何について」話し合いがされるのかといった情報を提供することが重要だと考えております。これまで職員研修などを行なって周知をしておりますが、今回このようなことになったことについては図書館協議会の事務局には既に口頭での注意を行なったところです。

前回の審議会において、私の説明の中で、「休憩として日を改めて再開すると決めたこと」を「任意の会議として」という言い方で説明をしております。それに対して、羽田委員より「任意の会議という議論は無かった」というご指摘がございましたのであらためて、事務局及び議事録を確認したところ、「協議会と事務局とのやり取りの中では任意の会議として会議を行なう」という発言はなく、むしろ、正式な会議とするために「休憩」として扱うという主旨だったことが判明いたしました。誤ったご説明をしたことをお詫びし、またこの発言については訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

【石黒会長】

今の点について、羽田委員、何かありますか。

【羽田委員】

そのとおりだと思います。このあとで職員のアンケートでもどういう点で市民参加制度を把握しているかという問題点とからまっていると思いますが、私も当事者としてわかっていたことではあります、一応せっかく市民参加制度があって、諮問はされたわけではありませんが答申を出されているという重要な会議だったと思っておりましたので、そのことがみなさんに公開できなかったことは非常に残念だったと思いました。

【石黒会長】

図書館協議会の第 4 回の関係についてご意見ご質問はありませんか。

【椿委員】

ただいまの質疑応答の中で、市民図書館協議会というのは私の認識では諮問とか答申という関係に無い審議会と思っておりましたが、今日の説明前の資料で先走ってしまいます、この資料の中では市民図書館協議会は審議会等の名称の 諮問や提言がなかった審議会というところに分類されていますが、これとの関係はどうなるのでしょうか。

【石黒会長】

みなさん今のところはよろしいでしょうか。今日の資料の 1 ページです。問 1 の表によると諮問(提言)がない審議会に位置づけられていますが、羽田委員のお話だと諮問を受けて提言があったと。

【羽田委員】

私がこの中で把握していることは、図書館協議会そのものは条例で定められている協議会で、その中で設置されているものですので、行政から諮問はありませんけれど、いかに市民図書館を良くするかという議論をする場所であるわけです。ですから当然その委員の中で、今回選書の市民参加という建議したという形で捉えて答申したと申しあげたわけです。私はそのように捉えていたのですがよろしいでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

そのとおりです。このアンケートでは諮問をした場合と諮問を受けずに討議した場合と若干設問の内容が変わってきますので、このような分け方をしていますが、図書館協議会では羽田委員があっしゃったように行政側からこういうことについて検討してくださいということではなくて、特に 4 回目は図書館協議会の中でこういうことを話そうということが出てきて、それについて話し合った結果が出てきたということですから、今日お配りした資料の中では諮問（提言）しなかった、提言という表現が良くなかったかもしれません、こちら側からの依頼を受けての提言という意味で使っております。

【石黒会長】

今の説明でよろしいでしょうか。

【椿委員】

はい。

【石黒会長】

ほかにはありませんでしょうか。それでは引き続き前回の続きをお願ひします。

【事務局：石澤主査】

続きまして、前回の資料の同じく 5 ページの下から 3 つ目の公民館運営委員会です。羽田委員から公民館運営委員会の開催が平成 17 年度は 1 回のみで終了しており、それまでは 2 回から 3 回は開催していたことから、平成 17 年度はなぜ 1 回のみだったのかというご質問です。経緯でございますけれども、公民館運営委員会の開催回数は、平成 15 年度までが 3 回、6 月 11 日、12 月 18 日、3 月 24 日に開催しております。平成 16 年度は 2 回、このときは 6 月 28 日と 3 月 30 日でございます。平成 17 年度は 1 月 18 日の 1 回のみです。1 回で終了した理由ですけれども、公民館運営委員会は、元々、諮問案件などが少ない審議会であり、主な議題は前年度の実施状況の報告と当該年度の事業計画の報告でした。平成 15 年度までは 3 回開催していましたが、審議案件が少ないこともあります。平成 16 年度からは 2 回に減らした経緯があります。平成 17 年度も当初は 2 回を予定していたわけですけれども、平成 16 年度の 2 回目の審議会で平成 17 年度の事業計画について報告をすることができたことから、平成 17 年度の第 1 回目の議題がなくなったということで、会長と協議を行なったうえで、1 月 18 日を 1 回目の会議として開催することになったものです。また、第 1 回目の議題には「平成 17 年度をもって公民館運営委員会を廃会し、その機能を社会教育委員の会議に移すこと」が諮問されておりましたが、第 1 回の審議会で即日、原案通り結審したため、結果として平成 17 年度は 1 回のみで終了したというものでございます。審議会の回数は、案件の内容やボリュームなどに応じて、審議会側と事務局との協議のうえ決定されるものと考えております。公民館運営審議会の場合、前年度の結果と今年度の事業計画を報告するといったものが主な案件であることから、平成 16 年度から 2 回に減らしたという経緯があります。また、平成 17 年度に関しては、1 回目で報告する予定の案件を、平成 16 年度の 2 回目に報告したことから、平成 17 年度第 1 回目の

議案がなくなり、結果として 1 回で終了したというもので、手続きにおける問題はなかったものと考えております。私からは以上です。

【石黒会長】

それでは今の点について、羽田委員、何かありますか。

【羽田委員】

わかりました。いずれはこの会は無くなるのですね。

【事務局：石澤主査】

はい、この審議会は平成 17 年度をもって廃会しまして、平成 18 年度からは社会教育委員の会議のほうで案件を審議しているということで、これまでも公民館運営委員会に報告していた案件を社会教育委員の会議にも報告していたという経緯がございまして、内容が重複するということで公民館運営委員会を廃会したということです。その前段には社会教育法で設置が義務づけされていたために公民館運営委員会が置かれていましたが、平成 11 年度に法律が改正されまして、その設置が任意になったということでこれまで石狩市の場合は社会教育全般についてのあり方や財政面を含む審議会の数の見直しということ、他の市町村の動向などを検討してまいりまして、平成 17 年度をもって廃会を決めたというものです。

【石黒会長】

よろしいでしょうか。他の方もよろしいでしょうか。それでは次の点について説明をお願いします。

【事務局：田村】

前回、長委員のほうから意見をいただきました匿名の意見についての取扱いについてご説明させていただきます。資料は今回送付しております新しい資料の 14 ページになります。説明の前に、申し訳ありません、訂正を 1 点お願いいたします。案件の欄にあります実施期間が平成 16 年 11 月 25 日から 11 月 24 日までとなっておりますが、12 月 24 日までの誤りでございます。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

それでは説明させていただきます。今回調査の対象としましたのは、平成 15 年度から平成 17 年度に実施しましたパブリックコメント手続の 36 件です。この中で意見をいただいた 57 名のうち匿名であったものは 3 名いらっしゃいました。案件としてはこちらに記載しております就学援助制度の見直しについての 1 案件になっております。意見の内容としましては、基準の見直しにより認定されなくなると困るので反対するという方が 2 名、補助対象費目の内容に関することが 1 名という結果です。学校教育課としては、匿名の意見も通常の意見と同じ取扱いといたしまして、意見とその検討結果につきましては通常どおりの公表を行なっております。意見の要旨がはっきりしない場合に確認させていただくこともありますので、匿名を良しとすることはしないと考えておりますが、今回はあくまでも可能な範囲で任意的に対応したということで通常どおりの回答をさせていただいております。

【石黒会長】

長委員はよろしいでしょうか。

【長委員】

先ほどの説明の中で、匿名の場合は確認をすることができないということがあるのでしょうけれども、今は大分薄れてきていると思いますが「御上に物申す」という気持ちもまだ若干残っているような部分もございますので、特にこのような微妙な問題になりますとなかなか名前を入れては書けないような意見も出てくると思います。それでも通常の意見と同じように取り扱うということですので、

そういうことではよろしいのかなと思います。

【石黒会長】

通常のように取り扱うということではなくて、今回のことについてはそのように取り扱っただけで、これからもそのようにしていくということではないですね。

【事務局：田村】

はい、そうです。

【石黒会長】

これから制度の改善などを検討していく中で、名前を書くと意見を出しにくいのではないか、そういう人が意見を出しやすいようにするには匿名でも良いのではないかということもありうるかと思いますが、今の制度は名前をきちんと書いて出してもらう。その場合は条例上きちんと対応しなければならないという制度ですけれども、そうではなくて匿名で出てきた意見にも今回はきちんと対応したということですね。これは場合によっては検討していく必要があるかもしれませんね。

【長委員】

今後とも、こういう形で進めていくということであればかまわないとと思いましたが、先ほどの説明で確認ができない場合、確認しなければならないことはあると思います。間違って書かれたのかもしれないし、パブリックコメントに対する意見と別のことが出でてくるということもあるでしょうし、その時に確認のしようがないので公表しないということにするのか、確認ができなかったけれどもという形で公表することにするかは今後議論の余地があると思います。

【石黒会長】

これは今、議論していかなくてもいいですね。あとでいろいろ検討するものが出てくると思いますので、今は前回の内容の確認を済ませていきたいと思います。

【長委員】

ちなみに平成 15 年度からの 3 年間で 3 件の匿名の意見であったということですが、それはパーセントにしておおよそどれくらいになりますか。

【事務局：田村】

意見をいただいているのは 57 人ですので、5.3 パーセントくらいになります。

【石黒会長】

ちなみに、この制度をつくるときの検討委員会での議論では、事務局の説明にあったように、中身がよく理解できないとか確認しなければいけないことがあるといったこととともに、これは条例上、いわば権利として意見を出してそれに対して行政としてきちんと対応しなければいけないという制度なので、意見を出す者も責任を持って出してもらわなければいけないのではないかということで、一応匿名ではダメとして提言したと思います。ただ、実際運用してみて意見が少ない、出しにくいというひとつの要素になっている可能性もあるかもしれませんので、検討課題のひとつだと思います。他の方はよろしいでしょうか。それではもう 1 点残っていると思いますのでお願いします。

【事務局：佐々木部長】

審議会の委員などからアンケートをとるというご説明をしましたが、前回、角田副会長から審議会やパブリックコメントなどの市民参加手続きに参加されなかつた方の意識を押さえる必要があるのではないかというご指摘をいただきまして、その方法について検討しますと回答をいたしました。その後の取り組みですが、特にテーマを決めずに一般的な聞き方をしたとしてもおそらく聞かれた方も

ピンとこないのではないかということもありまして、今、来月から石狩市でやろうとしておりますごみの有料化と個別収集、これについてはテーマもしっかりしていますし、市民の方も比較的関心のある分野だと思いますけれども、これが昨年度から審議会をやってもほとんど傍聴が無くて、パブリックコメントをやっても意見の提出が無かったということがございましたので、これに的を絞ってアンケートを実施しております。具体的には市職員がごみステーションに立って、来月からごみステーションは使えませんということで、ごみを出しに来る方にチラシを渡しているのですが、その時に一緒にアンケートをお渡ししまして、後日郵送していただくという手法でやっております。明日が指導の最終日なので来月の中くらいには結果がまとまると思います。ですから、3回目の審議会にはその結果をご報告申しあげたいと思います。

【石黒会長】

角田副会長はよろしいでしょうか。

【角田副会長】

はい。

【石黒会長】

他の方も今の点はよろしいでしょうか。前回の質問等で回答が充分でなかった点で残っているものは以上ですね。

それでは前回の資料で、時間がきまして途中で質疑が中断になっておりましたので、その続きからはじめていきたいと思います。前回は資料の5の途中で終わっておりますので、そこからはじめますが、資料5に限らず6も含めて、前回の残りの部分でご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。前回の議事録の最後の方では羽田委員が職員アンケートでいろいろあるとのことでしたが。

【羽田委員】

一応、お聞きします。資料6の中で単純な疑問ですが、アンケートを部局別にやったらマイナスが2つあって、特に水道部がマイナス9パーセントと出ていますが、どちらかというと上がっているのが普通で下がっているというのは何か理由がありますか。それから問6で市民参加手続きのプラス効果とコストとの比較と言っていますが、どのようなことをコストと言っているのか、イメージで聞いているのか、こういう質問をした意図がよくわからないのです。何をもってコストとするのかが疑問です。ひとつ感想を言いますと、職員の方が非常に率直に意見を出していることは逆にすばらしいことだと思います。このようなことを職員が考えているのだということを市民にわかりやすく見せる方法はないのかと思うくらいです。今回の資料でも同じように感じましたが、素直に書かれているということは市民参加のレベルアップにつながることだと私は思っています。それぞれの意見に善し悪しを言うことにはならないと思いますが、いろいろ思っている部分をなるべく多くの関係者の目に触れるようにするほうが、互いに市民参加制度を進める上には必要なことだと思います。

【事務局：佐々木部長】

まず、水道部が下がっている理由ですが、このアンケートについてはひとりひとりから出してもらっていますが、出した人間が誰かということはわからないようになっていますので、上がった原因、下がった原因については個別には押さえられないような感じになっております。こういった結果だったということで見ていただきたいと思います。

2点目のコストの件ですが、アンケートの中ではこういうものをコストと捉えてくださいという話はしておりません。一般的にはお金のコスト、時間のコスト、手間のコストというようなものがかかる

るのではないかと思っておりますし、職員もおそらくそういう捉え方をしているのではないかと思います。この設問を作った理由ですが、市民参加手続をするということは手続きをすることが目的ではなくて、手続きをすることによってより良い効果をもたらすことができるのではないか、つまり行政の政策決定のレベルを上げるということができるのではないかということでやっているわけでして、そういったことが当初の目論見どおりに動いているかどうかを確認するひとつの指標として、こういったような設問を設けています。例えば時間ばかりかかって実際の政策決定のレベルが上がらないとか職員にとって効果が目に見えないということになりますと、やはりそれは今現在の手続きのあり方がそのままでよいと考えるのは無理があるのではないかということもありますので、この設問を設けています。この回答の状況を見ますと、効果はコストを上回るというものが前年度よりかなり減っているということがございますので、この辺については制度の見直しか何か手を打った方が良いのではないかというのが事務局としての率直な感想です。

【石黒会長】

先ほどの羽田委員の質問にあった、何をコストとしているかについてはおっしゃいましたか。答えた方が何をコストとしているかは把握できないのですね。

【事務局：佐々木部長】

それについては、こちらとしては特に指定はしていません。職員にとっての負担感をオールトータルでコストと捉えてもらえれば良いと考えております。

【石黒会長】

コストが何かを指定しないで、回答がこうであったということですね。

【羽田委員】

今、佐々木部長がコストが効果を上回るの割合が前年度より下がっているということでなんらかの対策をとるということでしたが、逆に言うと職員の意識が高まってきているからこのように判断するということもありうると思いますので、職員からも市民の意識が低いということも出ており、職員の味方をするわけではありませんが、多面的な見方をして対策をとった方がよいのではないかでしょうか。何か具体的な対策はあるのですか。

【事務局：佐々木部長】

そういうこともあるので、この審議会の中で、例えば制度の見直しなどもご検討いただければと思います。

【羽田委員】

逆にわかっている職員が増えてきているのではないかと私は判断するのですが。

【石黒会長】

今は、効果やコストという問題について、羽田委員のご意見と事務局の印象が出ましたが、他の方で今の件に伴ってご意見やご質問はありませんか。

【松尾委員】

私の意見ですが、問 6 でこれだけ「効果はコストを下回る」という回答が増えてきているということは、あまりプラスになっていないと判断されている方が多いと思います。例えば対策を講じるのであれば、部局によって違っていたり、参加手続きの種類によっても違うかもしれませんので、どこがどうまずいのかは個別の意見ではいっぱいいただいているみたいですが、もう少し細かく出ていないと難しいのかと思います。

【石黒会長】

ありがとうございます。ほかの方はいらっしゃいませんか。

【長委員】

私も感想ですが、パブリックコメントなどがまだ少ないということで、職員にとっては手間や時間をかけていろいろな作業をされるのに、その結果が出てこないということで効果が無かった、あるいは効果が少ないということでコストが高いと感じられているのではないかと思います。先ほども言ったように「御上に物申す」ということではないのですが、なかなか文章にして、しかも自分の名前入りで意見を出すというのは、すごく一生活者にとっては重いものがありますね。ですから、職員が感じているコスト意識と、一般的の市民が思っている意識は違うのではないかと思いますので、ここを急いで改善しようとしても空回りしてしまうのではないかと思います。

問 7 で気になっていた部分があるのですが、市民参加、市民参加という前に職員の参加というか地域の問題に対する参加というのに石狩市はどの程度まで進んでいるのかがわからないので、もしそういうものがわかれればお尋ねしたいと思います。今までずっと厚田という小さなところにありましたので、職員と地域の人間はかなり密着した関係にあったので、その辺で少し甘えもあるのでしょうかけれども、市民参加の前に職員の対応がどうなのかと思います。

【石黒会長】

今、問 6 のところでコストや効果について出ていましたが、もうひとつは別の点でしょうか。

【長委員】

資料 7 の市民参加の深化と理念の明確化というところで、行政との市民との協働ということが答申や提言の内容に書かれていますが、ここ部分については深く知らないものですから、石狩市では職員参加というものがどのように今まで進められてきているかをお尋ねしたいと思います。

【石黒会長】

市職員が市民のいろいろな活動の中に、どのくらい参加しているかということですね。すぐに答えられないかと思いますが、もし今の時点で何かありましたら言っていただいてもいいですが、今すぐは難しいですね。行政の方で市民の活動にどういう感じで関わっているかは次回以降にします。ご質問の主旨も確認させていただいてということにします。

【沖野委員】

先ほどの問 6 についてコストの関係ですが、きっとこれは前年度と比較して低いというのは、問 3 のところで関わった方が少ないからではないかと思います。

【石黒会長】

手続きに関わった職員が少なかったことが、ひとつの原因ではないかということですね。ほかにご意見やご質問はありませんか。

【斎藤委員】

問 3 で関わったかどうかというところですが、関わった方が少なくて、関わっていない方が圧倒的に多いということですが、その部署によって関わるかどうかは違うと思いますが、関わっていない職員があまりにも多いということに驚いてしまったのですが、それは何か理由があるのでしょうか。部署によっては全然市民参加に関わらないところもあるということでしょうか。

【石黒会長】

これは前年度のアンケートでも入っていますか。

【事務局：佐々木部長】

この辺の設問は毎年同じです。

【石黒会長】

年度の比率による変化はありますか。平成 17 年度とそれ以前について割合の変化がわかりますか。

【事務局：佐々木部長】

前年度の調査では、回答者が 300 人弱ですが、その内市民参加手続に関わった者が 100 人強になりますので、平成 17 年度については手続に関わった人の割合は減っていると言えようと思います。

ただ、理由としては厚田支所、浜益支所の職員も回答していますが、支所のほうで市民参加手続を行なうことはほとんどないということがあります。例えば税金の徴収関係や一般的な窓口業務の職員は市民参加手続に関わることはほとんど無いだろうと思われます。やはり市民参加手続をやっているのはある程度、政策的な判断をするような部署ということになりますので、24%という割合が高いとか低いとかということは言えないのではないかと考えております。

【石黒会長】

市民参加手続に関わらないような仕事をされている人が相当いるということ、あとは合併で支所ができるで関わらない職員の比率が上がったことがあるだろうということですね。

【大森委員】

確認ですが、今、事務局から説明があった数字は平成 16 年度でよろしいですね。

【事務局：佐々木部長】

はい。

【大森委員】

わかりました。

【石黒会長】

改善を考えるときにコストや効果をどう考えるかという問題は関わってくると思いますが、今日の資料の市民のアンケートの結果もあわせて議論になるようなことも入っていると思いますから、ここで完全に終わらせてしまうというわけではありません。ほかに何かありますか。

【椿委員】

職員アンケートを拝見して、多いなど感じたもののひとつに施設の買い取りに関しては、市民参加手続が必要ではないのかという意見がありますね。買い取り手続は条例の別表 3 で言っている公の施設の設計の概要の決定はあるけれども、それには含まれないということで簡単に排除されているので現在のところは施設の買い取りについては市民参加手続が不要だという判断に基づいているのか、それとも財源制度などの制約で市民の意見を反映する余地が極めて少ないので除外の対象になるのだという見解のもとで、この区分けをされているのかをお尋ねしたいと思います。

【石黒会長】

今、椿委員が質問された点についてはみなさんよろしいでしょうか。例えば前回の資料の 24 ページの中段と下のほうに 3 箇所ほどあります。施設の買い取りをするときも必ず市民参加手続きをするべきだと思うとか、そのような内容のものがいくつかあるということですね。

【椿委員】

はい。それから 26 ページにも下のほうにも書かれておりまして、去年はどのような整理をしたのかという突っ込んだ意見も出ています。一般的に言って、施設の買い取りは不要で公の施設の設計に

については市民参加手続の対象になるということは、条例の別表 3 を見るとそのように捉えられますね。しかし、考え方によってはどうなのかなと思うところがありますので、買い取りに関してはそもそも最初から手続の対象ではないと解釈して市民の意見を取る必要がないと考えているのかをお聞きしたいと思っております。

【石黒会長】

まず、条例上はしなければいけない対象ではないですね。そして条例上はずされているのはどういう理由かというのがもうひとつのご質問ですね。

【事務局：佐々木部長】

施設の買い取りをする際に市民参加手続をすることが条例上入っていないというのは、条例の内容を検討したときに施設を買い取りするというケースが議論のまな板に乗ってこなかったというのが一番正しいところかと思います。今回のアンケートで買い取りと言っているのは、おそらく昨年市が買い取りました昔の「地ビール館」、今の「砂丘の風資料館」を指していると思われますが、現実的にこの条例を作った時点での施設ということと、施設を買い取るということがつなげて考えるほど一般的な話ではなかったと思います。このころであれば第三セクターへの出資などは各地で話題になっていましたので、意識をしてこの表の中に入っていたということはありましたが、現実問題条例の中には、当時意識されていなかったので入っていないというのが正確なところだと思います。昨年の場合、なぜ手続をしなかったかですが、この場所はそれ以前から昔の地ビール会社から建物を借りて資料館を運営していましたが、会社が左前になってしまいまして R C C (整理回収機構) に債権が行きまして、R C C のほうから実際に使っているのは市ですから市に買い取りの要請が来たわけです。仮に市がそれを断るとすれば R C C のほうでは競売にかけるとか買い手を見つけてきて売るという手段に出ますという通知がありましたので、市としましては現在、資料館として使っておりまし、そこを出されたとするとほかに資料館ができる場所がありませんので、やむを得ずと言うかほかに選択肢がなくて買い取ったというところがこの間の経過です。また、それまで有料で建物を借りていましたが、買い取ることによって十数年くらい経てば賃借料のもとが取れるという計算もあったわけです。条例ではその他市民の関心が高いなどの理由によって市民参加手続を行なう必要があると思える場合には手続しなさいということがあります、該当しないとした理由には R C C から通告が来てから時間が限られている中で判断を迫られていたことや、現実的にほかに選択肢がないと判断をしておりましたので、その時に市民参加手続をやっても、意見が出てきてもその意見を踏まえて判断を変えようがないような状態で、ある意味アリバイ的にやってしまうということにつながってしまいますので、この条例の精神から言うと、あえてその他の条項を使ってまでやる必要はないという判断で手続をしないで買い取りを決めたという状況です。

【石黒会長】

今の説明でよろしいでしょうか。

アンケートの中でコストの問題とも関係するのかもしれません、対象を見直ししたほうがよいのではないかという意見がいくつか出ていて、どちらかというと削減していく必要があるのではないか、不必要的ものまでやっているのではないかという意見も出ている一方で、やるべきものを広げる必要があるのではないかという意見も出していましたけれども、今の件は広げるべきだという意見を持っている人の中心的な事例なのでしょうね。

【事務局：佐々木部長】

そうだと思います。

【羽田委員】

買い取りの件とは逆になりますが、市民参加制度に何かはあるものがあるのだろうかと気になっていましたけれども、番屋の湯を売ってしまったことは市民参加条例にかぶるものはないのでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

番屋の湯は公の施設を廃止するということになりますので、公の施設の使用条件に関する規定の廃止にあたりますので、本来であればあれば手続が必要でした。ただ、広報やホームページにも出しましたが、今回の場合は時間をかけなければかかるほど売却価格が下がっていくという特殊な条件の下で相手方と交渉してきましたので、この条例の中の「緊急その他やむを得ない理由があるときは必要な事項を事後に公表する代わりに市民参加手続をしなくてもよい」という条項が第 5 条第 2 項にありますので、それを適用して市民参加手続きをせずに事後に必要事項を公表するという取り扱いにさせていただいたところです。

【羽田委員】

わかりました。

【石黒会長】

これは今年度のことですか。

【事務局：佐々木部長】

今年度です。今年の 7 月です。

【石黒会長】

そうすると来年度の資料の中で実施状況の中に出てくるわけですね。今年度は来年度にやるわけですが、任期は 12 月までですから、それまでに答申を出しますが、答申のときに改善点を出しますので今の問題も重要な改善点となってくれば前倒しして今年度から議論していく必要があるかもしれません、今の説明でわかりましたか。

【羽田委員】

わかりました。それがどのように改善できるかというところは違う議論もしていかなければならぬかもしれません、そういうところにまでは私自身まだ至っておりません。

【石黒会長】

ほかに前回の資料で残っている点、お聞きになりたい点、ご意見などはありますか。よろしいでしょうか。先ほども言いましたがこれで打ち切りというわけではありませんので、よろしければ本日新たに出されているアンケートの結果についてご説明いただいて、その質疑の中で関係して出してくれば言っていただくということでよろしいでしょうか。それでは今回配布されている資料の説明をお願いいたします。

【事務局：田村】

それでは資料 1 の市民参加制度に関するアンケートについてご説明させていただきます。今回調査の対象としましたのは平成 17 年度に実施しました市民参加手続になります。資料の 1 ページから 10 ページまでに載せてありますのが平成 17 年度中に開催されました 34 の審議会等の委員、379 名中、市役所の職員 21 名を除いた 358 名を対象としております。問 1 は先ほども少し触れましたが、所属する審議会です。審議会 となっているものが諮問・答申があった審議会、審議会 は諮問・答申がなかった審議会というように分類して設問を若干変えております。審議会 では 204 名中 1

28名からご回答をいただきまして、回答率は62.7パーセント、審議会のほうは154名中83名のご回答をいただきまして、53.9パーセント、合計しますと211名のご回答で58.9パーセントとなっております。選任区分は学識経験者が50名で23.8パーセント、団体推薦が80名で38.1パーセント、一般公募の方が、42名で20パーセント、その他と無回答をあわせますと39名、18.5パーセントとなっております。問2で審議会で使う資料は事前配布されたかどうかという質問をしました。7割近くがAの1週間前に配布されたとなっていますが、Cの当日配布されたという審議会が13審議会ございます。この中で奨学審議委員会、地域療育推進協議会、学校結核対策委員会につきましては、個人情報が入っているために事前配布は行わないということで、審議が終わったあとは回収するという審議会もございます。次に問3で事務局の説明や資料の内容についてです。Aのたいへん良かったというものが20審議会で32名、反対にDあまり良くなかったというご回答が4審議会で4名となっております。地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センター運営委員会、標準小作料設定協議会につきましては、AとDの両方にご回答がありますので何回かの内で良かったときと良くなかったときがある場合もありますので、主観的なものがあるかと思いますが、図書館協議会につきましては、良いと回答されている方がいらっしゃいませんでした。理由としては、資料の記載誤りがあったこと、事務局の説明に継続性がなかったことがあげられておりました。次に問5の審議会の進め方についてです。Aのたいへん良かったというものが14審議会で20名、反対にDあまり良くなかったというご回答が6審議会で7名となっております。良くなかったという理由ですが、一度も発言していなかった人がいた、時間を無駄にしないように事務局と会長の間で事前に内容を詰めておいてほしいというものが、良くなかったという理由の大半です。この中で行政改革懇話会と国民健康保険運営協議会についてはA、D両方に回答がございますのでこちらについても主観的なものがあるのかと思います。問8の審議会の1回あたりの時間や開催回数については、審議会の時間が短いと回答があったところでは奨学審議委員会が8名のうち3名、社会教育委員会の会議が9名のうち3名となっております。先ほど問2の中で資料の事前配布がなかった奨学審議委員会がこの中に入っていることもありますので、何らかの工夫が必要ではないかと考えます。また、回数が少ないと回答している審議会では介護保険事業計画等作成委員会が10名のうち3名、それから市民参加制度調査審議会が9名のうち2名です。問10の答申内容を何で知ったか、問16の委員募集を何で知ったかですが、こちらは複数回答です。両方とも広報いしかりが4割以上となっておりまして、情報を知りえる媒体としては広報が一番効果的であるのではないかという結果が出ております。市役所からの連絡や新聞記事など特殊な場合を除くと、一般的に見ることができるものの中ではあい・ボードがホームページより若干多くなっておりまして、意外とあい・ボードが見られていると感じております。次に問13審議会委員の報酬についてです。Bの妥当であるという回答が半数近くになっておりますが、Dの報酬はなくてもよい、Eのその他の中で、自由回答をしていただいている部分がありますが、自分は報酬はなくてもよいが会長や委員長、学識者などには配慮すべきではないかという意見が多く出ております。次に4ページの問4事務局からの資料や説明について感じたことを率直にお書きいただきました。資料の配布が遅いというもの、資料がとてもわかりやすくなつたという意見が5件ずつ出されております。また説明については表現が固いという意見もありますが、概ね良いという判断をしていただけているのではないかと考えております。問6の審議会の進め方についてですが、やはりこの中でも発言しない委員がいるということがここでもでていました。開催時間については夜間の開催を希望されている方が多いように思います。問17と18についてはそれぞれご

確認ください。次に資料11ページのパブリックコメントの意見提出者に移ります。調査の対象は平成17年10月以降に実施されましたパブリックコメント手続です。平成17年10月というのは私どもの担当で一元的に意見を集約できるようになった時期で、意見を出してくださった方の中から、市役所からのアンケートやお知らせを送っても良いかという確認させていただいて、承諾してくださった方20名を対象としてあります。回答の状況は20名中11名となっておりまして、回答率は55パーセントです。問3意見の提出方法については10名の方がこのとおりで良いというご回答をいただきました。問4の締切までの期間は、今は約1ヶ月となっておりますがこれについてもちょうど良いという方が10名いらっしゃいます。これを見てもパブリックコメントの手続方法については概ね問題がないのではないかと考えております。次に13ページ、ワークショップの説明をさせていただきます。調査の対象は平成17年度中に開催されたワークショップや市民会議で、そのうち市役所の担当が参加者の連絡先を把握していたものが2件あり、これに参加していた36名の方を対象にしております。36名のうち8名というたいへん少ない回答状況でございましたので、十分な分析はできませんでしたけれども、問5の中でAのたいへん充実していた、Bのまあまあ充実していたというご回答をいただいている方が6名いらっしゃいました。全体で75パーセントとなっております。審議会のほうでは充実していたと感じた方が49.3パーセントでしたので、それを考慮するとワークショップ形式のほうが市民が主導で行なわれるということもありますので、より満足感が得られたのではないかと考えております。最後に12ページの中段から下のところに全アンケート共通で実施しております、あい・ボードの認知度についてご説明いたします。この設問は平成14年度に実施した市民参加アンケートの中でも同様に行なっております。平成14年度はよく見る・ときどき見ると回答していただいた方が45.3パーセント、今回は42.2パーセントとなっておりますので、若干下がっております。また、あまり見ない・ほとんど見ないという方は平成14年度は44.4パーセントだったのに対し、今年度は42.2パーセントとなっておりますので、見ていない方は若干減っています。残念ながらあること自体知らなかったという方が平成14年度より3.2パーセント増えまして、12.6パーセントとなっております。市民参加手続に参加してくださった方のアンケートの結果については以上です。

【石黒会長】

ありがとうございました。今説明いただいたアンケートの結果について、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

【羽田委員】

資料1の問1ですが、諮問があった審議会となかった審議会という書き方で、行政側からみるとそうだったのかと思いますが、行政側は答申を受けたために諮問した審議会と直接はしなかった審議会という表現にすごく違和感がありました。こういう表現にすると問9から12のところで答申のところにも提言と書いてあって、答申を求めている諮問をした審議会と直接答申は求めていない審議会の2種類があるということを言いたいのだと思いますけれど、諮問がなかったというと求めていたのになかったという表現にとられるのではないかと思いました。それから8ページのところに実状から見て無理だろうけれどもこんなことができたらいいのにねといった発言を答申や提言に書き添えることはできないだろうか、付帯意見といった大げさな形でなくてもいいから事情が許すのであればこのような取り組みが望まれると書いている人がいましたけれども、いろいろな市民参加の審議会の委員の人たちが例えば諮問されなくても建議ができるという意識を持っている人は私が出た図書

館協議会の中ではほとんど無かったです。その説明が事前にはあまりされないということがあります。何のためにこの協議会があるかとか何のために審議会があるかということが最初に委員になつてもうときにきちんと話されていないことがあるのかなと思いました。市民参加制度調査審議会では議事録の出し方とか細かいところまで言いますけれども、ほかはほとんどそういう説明がないのではないか、それは職員の市民参加制度に対する理解度や取り組み方の周知がされていないのかなと思いました。その辺の改善がこの中から読み取れるのではないかと思う。それから、答申がなかつたという書き方を改めるべきではないかと思いました。答申で提言と書くのであればいいですが、諮問のところに提言と書くのは違うような気がします。

【石黒会長】

最後のところは問 1 の書き方ですか。

【羽田委員】

問 1 の部分です。それから問 9 以降は答申のところに提言となっています。諮問のところにも提言、答申のところにも提言と書いてあります。提言がなかったところに先ほども言った図書館協議会も並んでいますから、行政側から直接的に諮問事項はないけれども議論はできるわけですから、この書き方は非常に違和感があると思います。

【大森委員】

この部分で、諮問の後に提言となっているのは行政のほうから見た提言ですね。でも提言がなかつたと書かれると、その会全体から提言がなかつたように感じると思いますので、誤解されるかもしれない表現ではないかと思います。

【石黒会長】

羽田委員や大森委員は、問 1 のところの 印で諮問のあとに提言と書かれているのはおかしいのではないかということですね。

【羽田委員】

これは諮問して答申があった審議会ではないでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

ご指摘のとおりです。こちらのほうからお願いをして、一定のことについてご審議いただいた審議会という意味でこの と を分けていたのですが、そうした意図がこの表現では的確に伝わらないと思います。

【石黒会長】

問 1 は事務局からご説明をいただいたので、これはよろしいですね。

【羽田委員】

問 9 からの表現が正しいであろうと思います。それと諮問がなかつた審議会に図書館協議会が入つていたのは、先ほども言ったように建議という形で提言していますので、問 18 の自由筆記の中で市民参加制度の中で建議もできるということの意識が持てる委員の人たちはほとんどいらっしゃらないのかと思いました。せっかく思いがあるのに言えなくてまとめきれなくて終わってしまったというようなことがあると思いますので、行政の人たちが誘導していくなり、委員長とうまくまとめていくなりしていかないとなかなか建議のところまで至らないというのが現状です。そういう制度が使えるということを事前に説明されることはほとんど審議会の中ではないと私は思っていますから、職員の市民参加制度に対する意識をあげることが絶対的に必要になってくるだろうと思います。何でも提言

を受ければいいというわけではありませんが、その辺の選択を行政側の職員がどううまくまとめていくかは結構大きな問題ではないかと私は思います。

【石黒会長】

審議会の委員に、その審議会の役割などが充分に伝わっていない部分があるのではないか、それは職員や担当部局のほうにも問題があるのではないかというご指摘ですね。

【長委員】

行政のほうから諮問があって、審議会で答申を出すということですが、問 1 で諮問がなかった審議会というのは、たまたま諮問ということがなかったということですか。それともこここの審議会では諮問はないということですか。

【事務局：佐々木部長】

平成 17 年度はたまたまなかったということで、いつもないということではないです。

【長委員】

これは問 11 や 12 に関連してくるので、このような分類をたまたまされたということですか。

【事務局：佐々木部長】

はい、そうです。

【松尾委員】

審議会に関するアンケート結果ですが、いろいろな審議会のデータを集計して出されていますが、審議会自体の活性化などを考えるのであれば、問題が出てきている審議会はどういうところであるのかという理由が必要になってくるので、個別の観点からのまとめられた資料があれば、例えばこういうことに関しては審議会方式が望ましいのかどうかという点も含めていろいろ議論できるのではないかと思います。そういう形の資料もできればいただけたらいいかと思います。個別の自由筆記の部分も分類されないので出ているので、これを読んでいるだけだと把握しにくいですね。

【石黒会長】

事務局のほうでは自由筆記の中でまずいと書かれているのがどの審議会であるのかはわかりますか。

【事務局：佐々木部長】

はい、それはわかります。

【石黒会長】

場合によっては、これはこういうことを言っているんだとわかるものもある。われわれはこれを見ただけではバラバラの審議会でいろいろなことを言っているのが、全部並列に並んでいるから確かにわかりにくいことは確かです。

【事務局：佐々木部長】

あえてそこまで出さなかった理由は、どこかの審議会のやり方が悪いとわかったとして、それをこの場所で指摘するかということです。なかなかそこまでは難しいだろうと。むしろそういうものは事務局に個別に伝えて、この審議会の委員さんの中からこのような意見が出されているから、その審議会の中で検討してもらいたいという扱いのほうがよいのではないかと考えまして、あえてそこまで出しません。この市民参加制度調査審議会の中では、個別の審議会の問題点や改善点をご審議いただくよりは、むしろ審議会制度全般的なことをご議論いただいたほうがよいのではないかと思いましてこのような出し方をさせていただきました。

【松尾委員】

質問するときから、そういうことだろうとは思っていましたが、ただ、どこの審議会が悪いということのためではなくて、全体的な傾向を把握するということのためにもあったらしいと思ったものですから。

【石黒会長】

先ほどのお話でも審議会方式が適切なのかどうかとか、そういうことを考える上で役に立つようなことがあれば、教えてもらうところで議論しやすいということがあるかと思いますが、それをピックアップしてというのはなかなか大変だと思いますので、可能な範囲で、印象に残っているとかいうことがありましたら。

【事務局：佐々木部長】

どういう形であれば出せるかというところで、データの出し方を検討してみたいと思います。

【軒名委員】

このアンケートを取る時期が、先ほど聞き取れなかったのですが、だいたい最初にあった審議会は何月ころですか。10名そこそこの審議会で、その委員にアンケートを取ったにしては回答率が少ないと問い合わせのほうでも無回答がたくさんあります。時期を逸してしまってそのときの状況の回答が書かれていないのでないかと考えられましたので、審議会が終わった早い時期にアンケートを取られたらよいのではないかと思います。

【石黒会長】

アンケートの中にも、もう少し早くに出させていたらもっと書けたという意見を書かれている方がいましたね。これはずいぶん前に委員を終わられている方にもアンケートがいっているのですか。

【事務局：佐々木部長】

これは平成 17 年度に審議会の委員をされていた方に送付していますので、一番最後に審議会をやったのはいつかというのは今すぐには出てきません。

【丹羽委員】

アンケートを審議会の中で書いてもらうというのは不可能なのでしょうか。そうするともっと正確な聴取ができるのではないかと思いますが。

【石黒会長】

今回のは前回の審議会の中でアンケートをやるということになったから出したわけですね。

【事務局：佐々木部長】

それもありますし、聞いている内容が検討して答申を出したあの市役所側の検討などについてどう思いますかということも聞いていますから、ある程度審議が終わって一段落してからでないとそのような設問を入れることができないということもありまして、この時期になってしまったわけですが、自分がアンケートを取られる立場だったら、軒名委員のおっしゃることはよくわかりますので、今後もこうしたアンケートは市民参加制度を改善する上では必要なものだと思っていますから、毎年やる必要は無いかと思いますが、ある程度定期的にはやらないといけないと思いますので、この次やるときはただいまのご指摘の部分も踏まえて、もう少し早い時期に出せるものは出していきたいと思います。

【石黒会長】

今日配られた審議会委員のアンケートは、毎回ありましたか。

【事務局：佐々木部長】

これは前回からです。

【石黒会長】

そうでしたか。失礼しました。

【角田副会長】

これは実際に審議会に所属していた方へのアンケートですね。それなのに問 1 で審議会名が無回答というのが 3 名いるのはどういうことですか。

【事務局：田村】

このアンケートは審議会を所管する担当課から送付しておりまして、この欄にあらかじめ審議会名を入れて送ってもらっているのですが、記入しないで送っているところもいくつかあって、回答されたご本人も記載漏れであったということです。内容的に問題があってどこの審議会か知られたくないから書かなかったということではないかと思います。

【石黒会長】

審議会名について書かれていなかったけれどもほかの部分は書かれているということですね。

【角田副会長】

わかりました。

【羽田委員】

自由筆記のところに、議事録を出すべきだと思うというのが 2 つも出ていますが、議事録というのは全部出ているものだと思っていたのですが、要点筆記だったとしても出していると思いますが、出していないところがあるのでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

審議会の議事録を作るということは当然決まっておりますが、作った議事録を委員の方にお渡ししていたかどうかということは確認していません。ただ、今年度からは審議会のガイドラインを設けて、議事録については必ず委員の方に内容を確認していただくということを全庁的なルールとしていますから、今年度からはこのような回答はたぶん出てこないと思います。

【羽田委員】

わかりました。

【大森委員】

審議会の回数や時間の延長について何点か書かれていた部分がありますが、だいたい審議会が年に 2 回から 3 回と言われますけれども、そのときの審議内容によって柔軟に考えていかれる方法を考えたほうがいいのではないかと思います。それには委員報酬などもからめて考えていく必要があるのかと思いました。自由意見の中で、年払い方式もあるのではないかという話も出していましたけれども報酬をもらわなければ議論の場を設けられないということはないと思いますので、その辺も考えていくべきかと思いました。私は今回、団体推薦でこの審議会に入っていますが何件か団体推薦の位置づけはどうなのかと書かれていて、団体の代表なのか個人なのかということと団体の代弁者として出ているのかということが書かれてあるのですが、その辺の特別なきまりというものはなかったように思いますが、そこを明らかにしたほうが良いという意見ではないかと思います。ちなみに私の場合は団体から推薦されて参加はしていますけれども、その団体での経験を活かしてこの場で市民参加やまちづくりに対する自分の意見を出すという考え方で参加しています。そこを明示しないからこのように不

透明であるというような、団体の利益のために出ているのではないかという書き方もされていましたので、そこをきちんとしていくべきかと思います。もうひとつ、答申するときにいろいろな意見が出されても最終的に財政面から仕方がないと思ってあきらめてしまうということが書かれていましたが、すべて経済と絡んでいますので、審議会の中で自分たちの自分たちが関わっていることがどのようなところで予算化されているのか、全体の中でどのように位置付けされているのかということを知っておいたほうがいいのではないかと、財政全般のことについても知っておくべきだと思いました。

【石黒会長】

財政の問題は、事柄によっては必要不可欠のものもあるでしょうけれど、すべての問題で間接的にはどこかに関わってきますね。必要な部分は財政的な資料も出してもらうこともあるかもしれませんね。団体推薦は通常、先ほど大森委員が言われたようなことですね。

【事務局：佐々木部長】

厳密に言うと団体推薦の委員と団体の代表の委員が例規などを見ると分かれていますが、団体の代表というときは、その団体に属していて、その団体の利害を話すことを期待して、こちらのほうでもお願いしていますが、団体推薦というのは、その団体として適任である人を出してくださるということですから、必ずしも団体の利害にあうことをお話しすることまで期待はしていません。要するにその方の見識に基づいてお話をいただければ、その団体としては結構であるという認識だと考えておりますが、その辺は団体と出てくる方の間の了解事項なども絡んでくるのではないかという気がしますがどうでしょうか。大森委員のように自分の立場をしっかりと踏まえてご発言なさるのが一番よいと思います。

【大森委員】

この意見の中では、団体推薦というものに対する不透明性を突いているように感じますので、その部分をどうしたら払拭できるのかと思います。

【石黒会長】

この意見を書かれた人がどういうものを問題としているのか、団体推薦で出されている方もいろいろな方がいるでしょうし、団体推薦の推薦を依頼する対象団体に市が選んだ団体も審議会によって違うでしょうから、どこに問題性を感じているかによって、それがわからないと対処が難しいと思います。本当に問題があるかもしれませんし、書かれた方の杞憂ということもあるでしょうから、この内容で直ちに対応は難しいかと思いますが、今懸念されたような誤解とか、委員で出られる方もどうしたらよいのかと迷う場合もあるかもしれませんので、最初の審議会で委嘱するときや団体に推薦依頼するときにそのことを確認したほうがよいということもあるかもしれませんね。

【越智委員】

どの団体でも同じだと思いますが、団体から推薦されて出てきている本人は、団体に対して直接言えないけれども、アンケートなら言えるということもありますし、第三者が団体推薦で出て来ている人はどうにもならないと思って書く人もいるだろうし、そういう意見もあるということだと思いますね。それから、羽田委員が言っていた審議会でも趣旨を説明していないという点ですが、私は今までお受けしている限りでは、必ず趣旨説明を事前に受けています。そうでないと説明もなくいきなりでは会議になりませんから。ただ、それを最後にまとめる事務局にそういう力が無かったことはあるかもしれませんね。

【羽田委員】

私の言った意味は、諮詢をしなくても議論ができるというところで、建議をしたという審議会が現われたことで、そういうことはほとんど事前の説明はないということです。そういうこともできるということを私もはじめて図書館協議会の議論の中で知りまして、そういう細かいところまで知らないし、市職員がその意識を持っていないから、そういう取りまとめをしていないということはあります。が、事務局側もそれに対応するだけの制度の熟知がされていないことがありますね。すべて建議をしなさいということではありませんが、そういう制度が使えるということを知っているかどうかで違ってくると思います。自由筆記の中で付帯意見も出せるというようなことを書いている人もいますから、個別の意見の中で大事な意見があれば取りまとめますということを、それが付帯意見がいいのか建議がいいのかという整理を事務局側ができるかどうかというのが、市民参加制度の今後の職員の取り組みにかかっているかと思っています。

【軒名委員】

私も団体の代表できていますが、団体に代表を出しなさいとか適任者を出しなさいということをはじめから言ってこられますから、文化協会では協議をして出てきますので、その審議会の性質によって自分の団体の利益のために発言することもありますし、この審議会であればそうではない形で発言するとしていますので、それは代表を出す団体が考えることだと思います。

【事務局：佐々木部長】

建議の件ですが、図書館協議会の場合は、図書館法の中で建議ができるということをはっきり謳っていますので、それは全く問題なくできますが必ずしも建議ができると書いていない審議会がたくさんあるわけです。そこは 6 月の議会で質問が出たということもありましてそのあと全庁的に周知しましたが、特別な事情がない限りは建議ができると書いていなくても自発的な提言や建議ができないと考える必要はありませんので、事務局で誤解のないようにしてくださいという通知を出してありますので、その辺の行き違いというのは、これまでもあったとは思えないのですが、数少なくもあったようですから、これからはこのようなことは全くなくなると思います。

【石黒会長】

予定の時間が近づいております。次回にさらに続きますので、先ほど説明にありましたように市民参加手続に参加しなかった人へのアンケートの結果が出てきますし、今日の資料や、前回の資料もあわせながらやるべきだと思いますので、ここで終わるということではありませんが、今日の時点で確認しておきたいことがあればお出しいただきたいと思います。

【丹羽委員】

資料の件ですが、これだけ細かい字の場合はゴシック体というのは案外見にくくて、明朝体を使ったほうがもう少し見やすいかと思います。

【石黒会長】

今後とも見やすい資料を作成していただければと思います。

【越智委員】

市役所の代表のファックスは届いたらどのように担当に行くのでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

これは総務課にあるファックスで、総務課では届いたら総務課の横にある各課の棚に入れてきます。棚はその課の職員が通りかかったときに取っていく形で、最低でも 1 日 2 回から 3 回は来ていると思いますが、大至急というように書いてあれば総務課で気を利かせて電話連絡することもあるかも

しませんが、通常は棚に入れるだけです。

【越智委員】

それで遅いということがよくわかりました。

【石黒会長】

それでは、本日の質疑はここまででよろしいでしょうか。今後の予定ですが、今次の審議会の進め方で、今まで毎年度答申を出していたのを、基本的には 2 年間やって最後に答申を出すということでご了解いただいていると思いますが、昨年度のことについて中間答申を出す必要があればそのようにしていくという話しをしておりました。私は中間答申は必要ないのではないかと思っておりましたが、中間答申が必要だとお考えの方はいらっしゃいますか。了解がいただけたということで昨年度の実施状況についての意見は最後にあわせて出すということにします。それで、2 年分あわせた実施状況についての意見とともに、今次の審議会の中心課題が、制度の改善に向けた答申ということになりますので、どのような問題について、どのように改善していくかを検討し、答申するかということを、今年度あと 1 回と予定では来年度 3 回、この中でまとめなければなりませんので、前回と今回の中でも少し指摘される点やご意見がありましたから、検討していく問題点をピックアップしていく必要があると思います。あとから問題点などが出てきましたら事務局のほうに出していただいて、次回のときに時間があれば議論していきたいと思います。事務局のほうで次回予定されているのは、市民参加手続に参加していない人のアンケートの結果とそのほかに何かありますでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

先ほど松尾委員から出ました、審議会ごとの詳細なデータの出し方も考えまして、何らかの形で出したいと思っています。今回中間答申がないということになりましたので、次回くらいでアンケートをネタにしたご議論をしていただいて、検討の焦点みたいなものある程度ピックアップできれば、来年度 3 回あればまとめていけるのではないかと思っておりました。

【石黒会長】

次回の予定は、参加しなかった人のアンケート結果と松尾委員がおっしゃった審議会ごとの詳細な資料を工夫して作っていただいて議論するのと、前回と今回の資料の中で残った分があればあわせて議論して、答申に向けての議論の素材や中心課題をピックアップしていくという方向にしたいと思います。時期的な目処を確認したほうがよろしいでしょうか。あるとすれば 10 月から 11 月か来年の 1 月かと思いますが、特にありませんか。ないようでしたら次回はまた個別に確認して設定させていただきます。それでは本日はこれで終了させていただきます。みなさん長い間どうもありがとうございました。

平成 18 年 9 月 27 日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 石 黒 匠 人